

Vol
76
2022

法務省だより あかれんが

《今月の注目記事》

- 第40回全国中学生人権作文コンテスト
- 「令和3年版犯罪白書」について
- 「令和3年版再犯防止推進白書」を刊行しました！
- 「第1回アジア太平洋刑事司法フォーラム」(Crim-AP)が開催されました！
- 記者が行く！～成年年齢が18歳に引き下げられます～
- 法務省で働くひと・しごと紹介～国際政策第四係～



《特集記事》

- 01 第40回全国中学生人権作文コンテスト
- 04 「令和3年版犯罪白書」について
- 09 「令和3年版再犯防止推進白書」を刊行しました！
- 12 「第1回アジア太平洋刑事司法フォーラム」(Crim-AP)が開催されました！
- 15 日・モンゴル間の新たなパートナーシップが誕生！
- 18 立ち直り応援基金の新たなアクション
- 20 アジ研によるオンラインでの国際高官セミナー・保護司国際研修の開催 ～多機関連携・官民協働による再犯防止についての国内外の経験の共有～

《常設記事》

- 22 お答えします
～少年法改正に伴う少年院での教育について～
- 23 記者が行く！～成年年齢が18歳に引き下げられます～

《連載記事》

- 25 そんなとき法テラスがお役に立ちます！ Vol.56
～法テラスの特定援助対象者法律相談援助を知っていますか？～
- 26 法制度整備支援の現場から
- 28 法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.12
～国際政策第四係～



第40回全国中学生人権作文コンテストの入賞作品決定！

このコンテストは、次代を担う中学生の皆さんに、豊かな人権感覚を身に付けてもらうことを目的として実施しているものです。本年度の大会には、6,388校から、792,451名もの皆さんから応募が寄せられ、令和3年12月17日（金）、入賞作品を公表しました。

特設サイトのご案内

今大会では、40回の節目を迎えたことを記念して、特設サイトを開設しました。

特設サイトでは、高円宮妃殿下のお言葉や、内閣総理大臣賞をはじめ上位4作品の朗読動画、過去の受賞者からのメッセージを掲載しています。

入賞作品は、中学生の皆さんが、自分で選んだテーマについて、真剣に考え抜いたことが、素直に、また、丁寧に表現されており、次世代を担う若者たちの頼もしさを感じるものです。ぜひご覧ください。

特設サイトはこちら



※QRコードからアクセスしてください。

・朗読動画



内閣総理大臣賞
みんなのヒーロー



※QRコードからアクセスしてください。



法務大臣賞
かけがえのないもの



※QRコードからアクセスしてください。



文部科学大臣賞
「名前」



※QRコードからアクセスしてください。



第40回大会記念賞
ウイルスよりも怖いもの



※QRコードからアクセスしてください。

・過去の受賞者からのメッセージ



第28回全国中学生人権作文コンテスト
法務省人権擁護局長賞受賞
東京2020オリンピック
女子バスケットボール日本代表
馬瓜 エブリン選手



※QRコードからアクセスしてください。



第33回全国中学生人権作文コンテスト
法務大臣賞受賞
後藤 泉稀さん



※QRコードからアクセスしてください。

・入賞作文集



「第40回全国中学生人権作文コンテスト
入賞作文集」(PDF)はこちら



※QRコードからアクセスしてください。

上位12作品を掲載しています。

「令和3年版犯罪白書」について



犯罪白書とは？

犯罪白書は、犯罪の動向や犯罪者の処遇の状況について、統計資料等に基づいて説明しているものです。

昭和35年から毎年法務省法務総合研究所により発刊されており、犯罪対策を検討するための基礎的な資料としての役割を担っています。

令和3年のトピックは？

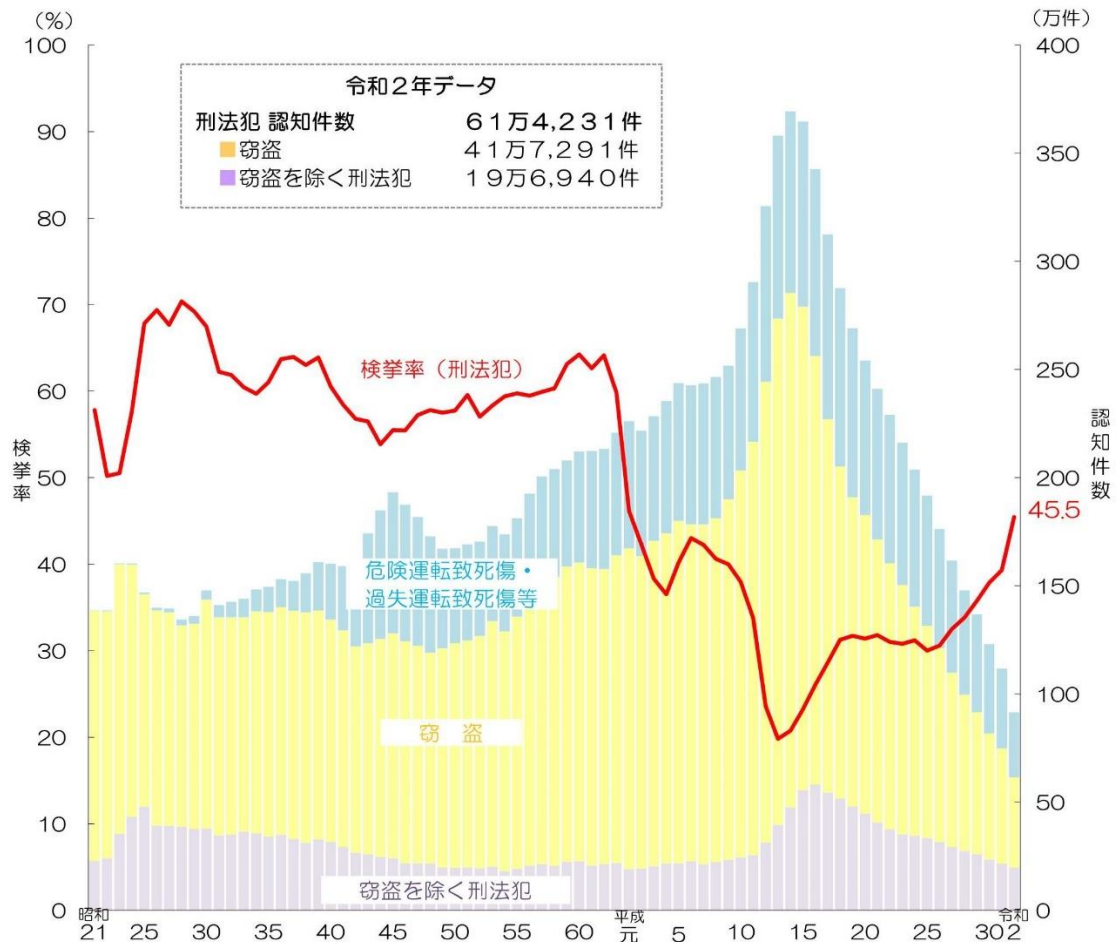
令和3年版犯罪白書では、詐欺について特集を組んでいるほか、令和3年3月に開催された、第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都Congress)に関して、Congressの歴史や意義に触れ、京都Congressの概要や成果についても紹介しています。



犯罪の動向は？

刑法犯の認知件数（警察が犯罪の発生を把握した件数）は、平成14年に戦後最多の約285万4,100件を記録しましたが、その後は18年連続で減少し、令和2年は約61万4,200件と、戦後最少を更新しました。

平成15年からの認知件数の減少は、刑法犯の7割近くを占める窃盗の件数が大幅に減少し続けたことに伴っています。



1図 刑法犯 認知件数・検挙率の推移

令和2年に刑法犯で検挙された者の人員は、戦後最少の約18万2,600人でしたが、そのうち、65歳以上の高齢者が22.8%を占めており、高齢化が進んでいます。

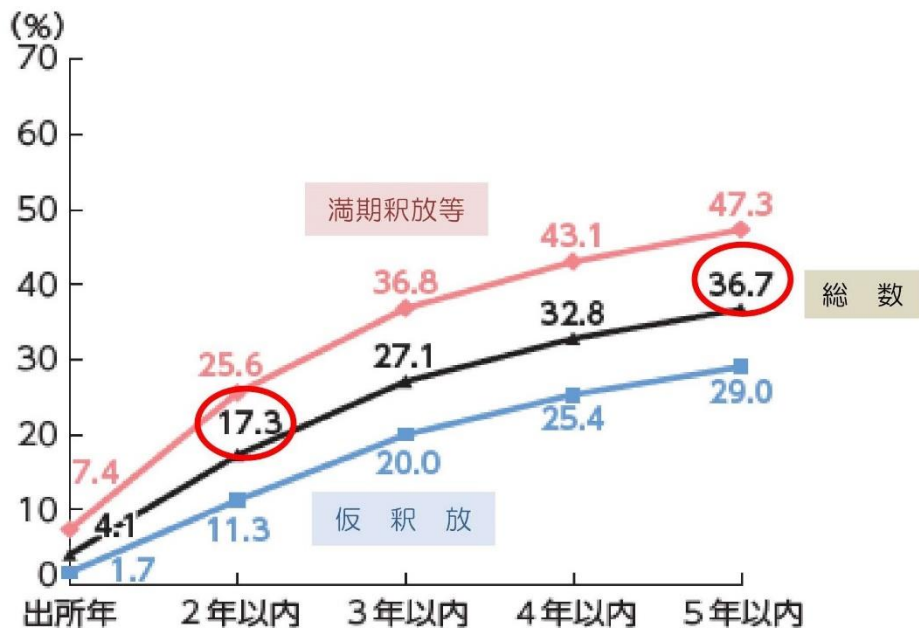


2図 刑法犯 検挙人員の年齢層別構成比の推移

再犯の現状は？

平成28年に刑事施設を出所した者のうち4割近くの者が、出所後の犯罪により、出所後5年以内に刑事施設に再入所しており、そのうち約半数が2年以内に刑事施設に再入所しています。

また、満期釈放者は、仮釈放者と比べて、再入率（各年の出所受刑者人員のうち刑事施設に再入所した者の人員の比率）が高いことが分かります。

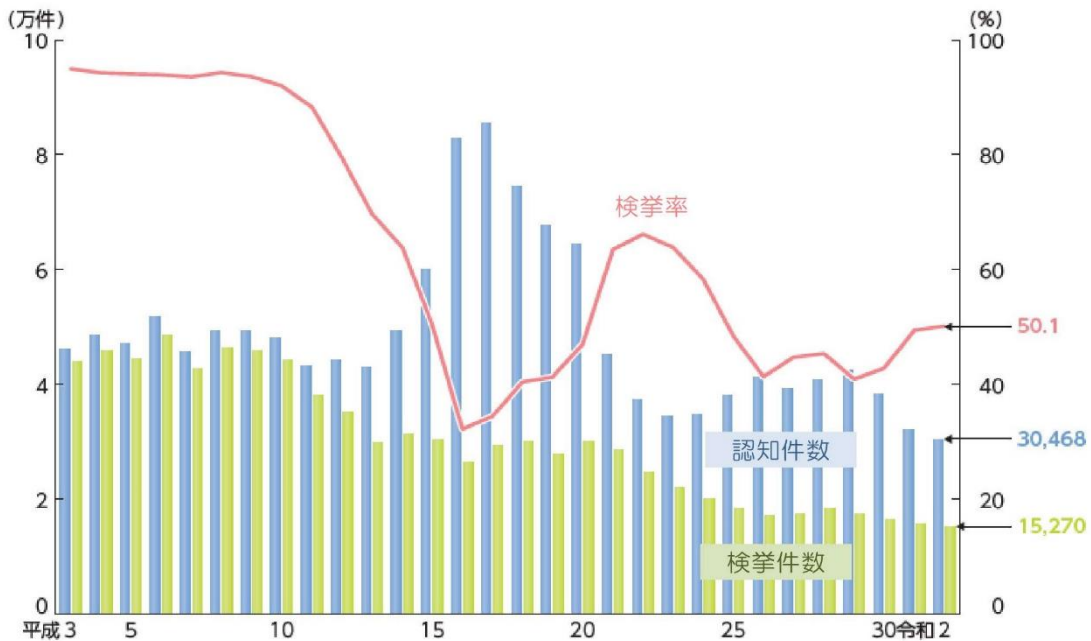


3図 5年以内再入率 (平成28年出所受刑者)

今回の特集は？

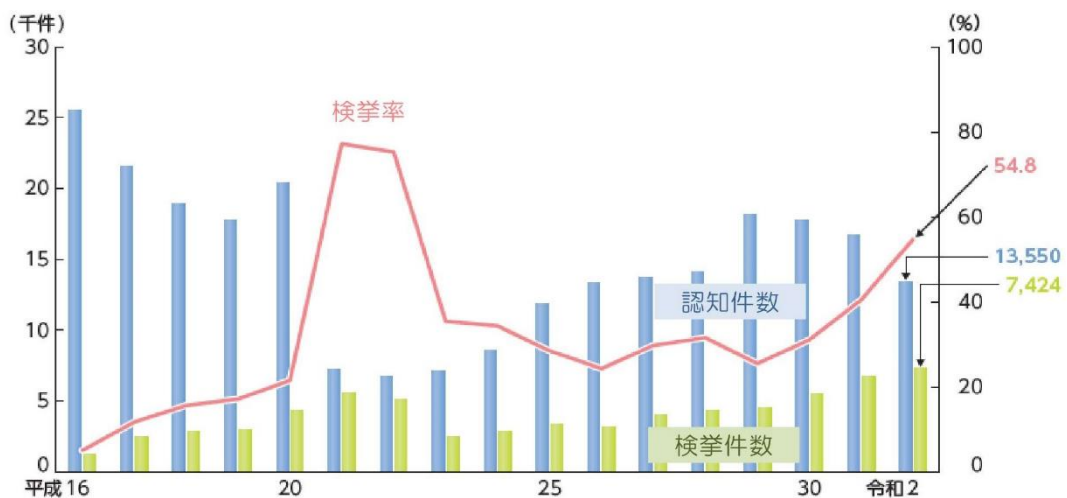
今回の犯罪白書では、「詐欺事犯者の実態と処遇」を特集し、詐欺事犯全般、とりわけ特殊詐欺に焦点を当て、関連する法令、詐欺事犯の動向や刑事司法の各段階における詐欺事犯者の処遇の現状、詐欺事犯者の再犯の状況、詐欺被害者等を概観・分析しています。

詐欺の認知件数は、平成17年の約8万5,600件をピークとして、一旦は減少したものの、24年から増加傾向に転じ、30年から再び減少し続け、令和2年は約3万500件でした。



4図 詐欺 認知件数・検挙件数・検挙率の推移

特殊詐欺の認知件数は、統計の存在する平成16年以降を見ると、16年には約2万5,700件でしたが、21年に大きく減少した後、23年以降は増加に転じました。30年からは再び減少し続け、令和2年は約1万3,600件でした。



5図 特殊詐欺 認知件数・検挙件数・検挙率の推移

そのほか、法務総合研究所が実施した詐欺事犯者に関する特別調査の内容及び明らかになった事項について紹介しています。

特殊詐欺撲滅のためには、官民を挙げた対策を講じ続けていく必要があります。それとともに、特殊詐欺対策を進める上では、特殊詐欺事犯者の特性を把握することが有益であり、今回の特別調査により、特殊詐欺事犯者の実態の一端を明らかにできたことは有意義であるといえます。法務総合研究所においては、今後も、特殊詐欺を含む犯罪・非行に関する意識等についての調査を行い、犯罪・非行をした者に対する有効な支援・指導を検討するための基礎資料を提供していきます。

もっと犯罪白書の内容を知りたい場合は？

法務省のホームページで閲覧できるほか、官報販売所等で購入できます。

法務省ホームページ
「犯罪白書」はこちら



※QRコードからアクセスしてください。

「令和3年版再犯防止推進白書」を刊行しました！

再犯防止推進白書って？

再犯防止推進白書は、政府が実施した再犯防止に関する取組を取りまとめたものです。

「再犯の防止等の推進に関する法律」第10条の規定に基づき、毎年、年次報告として閣議決定され、国会に提出されます。最新の「令和3年版再犯防止推進白書」(以下「本年版白書」といいます。)は、令和3年12月24日(金)に閣議決定されました。

令和三年版
再犯防止推進白書



法務省

電子・紙 少年院在院者(当院)

何を書いてあるの？

—目次—

- 特集1 満期釈放者対策を始めとした“息の長い”支援の充実に向けて
- 特集2 京都 कांग्रेस
- 第1章 再犯防止をめぐる近年の動向
- 第2章 就労・住居の確保等のための取組
- 第3章 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- 第4章 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
- 第5章 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
- 第6章 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組
- 第7章 地方公共団体との連携強化等のための取組
- 第8章 関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組

本年版白書では、特集を「満期釈放者対策」と「京都 कांग्रेस」の2本立てとしております。

「満期釈放者対策」では、満期釈放者の2年以内再入率が仮釈放者のそれと比べて2倍以上高い現状に焦点を当て、その現状・課題の分析結果や、地方公共団体や民間協力者の方々と連携した“息の長い”支援に向けた取組の概要を紹介しています。

「京都 कांग्रेस」では、犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議として、令和3年3月に京都府で開催された कांग्रेसの様子を取り上げ、再犯防止に関する様々なイベントの概要を紹介しています。

また、第1章では、出所受刑者の2年以内再入率を始めとする再犯防止施策に関する指標の最新データを掲載しています。

第2章から第8章まででは、「再犯防止推進計画」の7つの重点課題ごとに章立てを行い、それぞれの課題に対応するため、主に令和2年度末までに政府が実施した取組等を掲載しています。

さらに、再犯防止に取り組む民間協力者の方々の活動をより広く読者の皆様に知っていただくことを目的として、「コラム」において、その具体的な活動を紹介します。特に本年版白書では、コロナ禍において、様々な制約を受けながらも活躍している民間協力者の方々の取組を掲載しています。

表紙の絵や字は誰が描(書)いたの？

表紙の風景画や題字は少年院在院者が制作したものです。

また、各章の冒頭ページにも、少年院在院者等が制作した絵画を掲載していますので、改善更生に向けて努力する彼らの作品も、ぜひ、じっくりご覧ください。



令和3年版再犯防止推進白書のダウンロードはこちら



※QRコードからアクセスしてください。

お知らせ

昨年度に引き続き、本年度も、再犯防止の広報・啓発活動の一環として、法務省 YouTube チャンネルにおいて、広報番組「広がっています。#再犯防止」を公開します。

本年度は、様々な角度から再犯防止を切り取った4つの短編動画コンテンツを公開予定です。検察庁、少年院や地域社会における取組のほか、犯罪や非行からの立ち直りを経験した当事者の声も取り上げ、「誰ひとり取り残さない社会」の実現を目指す様々な取組を紹介し、ぜひご覧ください！

<p>広がっています。#再犯防止 ～みんなで描く、誰ひとり取り残さない社会～ 令和4年3月19日（土）公開 コンテンツラインナップ</p>
<p>検察における入口支援</p>
<p>矯正を支える「仲間」～矯正×異業種～</p>
<p>地方における再犯防止の推進</p>
<p>立ち直りの当事者と語る再犯防止</p>

広がっています。#再犯防止
～みんなで描く、誰ひとり取り残さない社会～

「再犯防止」の今。
トランプン 麗美と
安栗 弘樹が
お送りします。

2022.3.19 (土) 午前0時から公開!

Amazonギフト券
3,000円をプレゼント!

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

詳しくは、YouTube法務省チャンネルで登録!
YouTube 法務省チャンネル
https://www.youtube.com/user/MOJchannel

広がっています。#再犯防止
～みんなで描く、誰ひとり取り残さない社会～

2022.3.19 (土)
午前0時から
公開スタート!

検察における入口支援

再犯防止って誰のため?
～FC東京の取組～

市民が市民に寄り添う支援

立ち直りの当事者と語る再犯防止

ギフト券の応募に必要なキーワードは番組中に発表!

まずは!
YouTube法務省チャンネルに登録!
https://www.youtube.com/user/MOJchannel

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

YouTube 法務省チャンネルはこちら

※QRコードからアクセスしてください。

「第1回アジア太平洋刑事司法フォーラム」 (Crim-AP) が開催されました！

令和4年2月14日(月)及び同月15日(火)の2日間、「第1回アジア太平洋刑事司法フォーラム」(英語名:The 1st Meeting of the Criminal Justice Forum for Asia and the Pacific 略称:Crim-AP)が開催されました。

アジア太平洋刑事司法フォーラム(Crim-AP)とは？

アジア太平洋刑事司法フォーラムは、令和3年3月に第14回国連犯罪防止刑事司法会議(通称:京都コンGRESS)において採択された「京都宣言」の内容を着実に実施していくための取組の1つとして、法務省と国連薬物・犯罪事務所(UNODC)が開催する国際会議です。

「京都宣言」では、国際協力の強化や、法執行機関による地域ネットワークを構築することの重要性が確認されましたが、日本を含むアジア太平洋地域においては、各国相互の理解不足などにより、国際協力には、なお改善の余地があります。

そこで、アジア太平洋地域における各国の法制度や運用等について情報共有を行い、実務家同士のネットワークを構築することによって、国際協力の一層の強化を図るため、本フォーラムを定期開催することとしました。

第1回アジア太平洋刑事司法フォーラムの開催結果

そして、記念すべき第1回アジア太平洋刑事司法フォーラムには、日本のほかに以下の19の国・機関が参加しました。

【参加国・機関】

オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、カナダ、中国、インドネシア、ラオス、マレーシア、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、東ティモール、米国、ベトナム、ASEAN事務局、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)

新型コロナウイルス感染症をめぐる世界の状況を踏まえ、海外参加者は全員オンライン方式で出席しました。

開会式では、古川禎久法務大臣による開会挨拶の後、UNODC のガーダ・ワーリー事務局長からメッセージがありました。



古川禎久法務大臣



ガーダ・ワーリーUNODC 事務局長

全体会合では、「京都宣言の実施に向けて：犯罪と戦うためのアジア太平洋における国際協力の強化」という全体テーマに関し、各国・機関の代表団長がステートメントを行い、日本からは高嶋智光法務事務次官がステートメントを行いました。



全体会合の様子

その後、2つの分科会に分かれ、「各国中央当局に関する理解を深める：効果的な捜査共助実施のための基本原則とグッドプラクティスの共有」、「コロナ禍における刑務所運営及び犯罪者処遇の課題と展望」のテーマの下、各国・機関の実務家が情報共有や意見交換を行いました。



分科会の様子

「アジア太平洋刑事司法フォーラム」を含む京都 kongress の成果の着実な実施に関する情報については、以下の専用ウェブサイト又は専用ツイッターをご覧ください。

専用ウェブサイト



※QR コードからアクセスしてください。

専用Twitter



※QR コードからアクセスしてください。

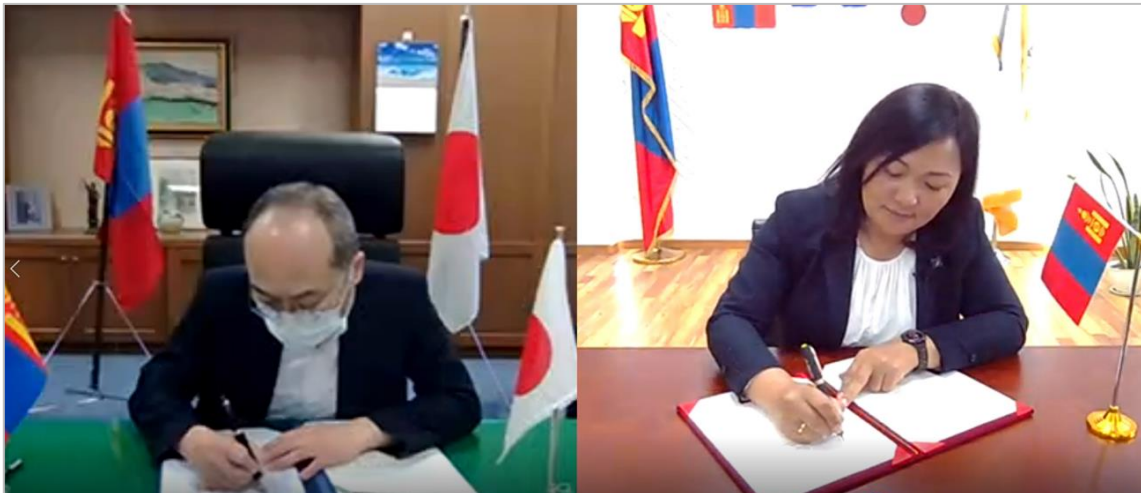
日・モンゴル間の新たなパートナーシップが誕生！

法務総合研究所によるMOC締結

2021年8月11日、法務総合研究所の上富敏伸所長は、オンラインにて、モンゴル国の国立法律研究所(NLI)のエルデム・オンダラフ・フレルバータル所長との間で協力覚書(MOC)を署名・交換しました。

Q. MOCとは？

A. Memorandum of Cooperation の頭文字をとったもので、政府間や、共通の任務を持つ機関同士が合意して締結します。共同研究、人事交流、情報交換等を通じて特定分野の協力関係を促進するための枠組みです。



MOCに署名する上富所長(左)とエルデム・オンダラフ所長(右)



記念撮影の様子

法務総合研究所は、法・司法分野における協力関係強化を目的として、これまで、以下の各国機関とMOCを締結しており、今回が4例目となります。

- 2018年 12月 ラオス国立司法研修所
- 2019年 7月 ウズベキスタン最高検察庁アカデミー
- 2020年 1月 カンボジア王立司法学院
- 2021年 8月 モンゴル国立法律研究所（今回）

今回締結したMOCに基づく活動

2021年10月8日、MOCに基づく活動の一つとしてNLIとの間でオンライン・ワークショップを開催しました。ワークショップでは、「日・モンゴルにおける刑事司法制度の比較」をテーマに、捜査から裁判までの刑事手続の概要についてお互いの制度の理解を深めました。



法務総合研究所国際協力部伊藤みずき教官による講義の様子



ワークショップ後の記念撮影の様子

モンゴル国に対する法制度整備支援

法務総合研究所国際協力部は、2001年から2015年まで、独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施するモンゴル国に対するプロジェクト等に協力してきており、2017年以降は、モンゴル国政府が進めている商法典の起草を支援しています。

2021年5月には、商法典を起草しているモンゴル国政府のワーキンググループ・メンバーなどを対象にしたオンライン・セミナーを実施しました。

今後も法務総合研究所は、モンゴル国との協力関係をより一層深めていきたいと考えています。

モンゴル国に対する法制度整備支援の詳細はこちら
法務総合研究所国際協力部のウェブサイト



※QRコードからアクセスしてください。

立ち直れる。その思いをツナグ。

立ち直り応援基金

立ち直り応援基金の新たなアクション

立ち直り応援基金について

更生保護法人日本更生保護協会が運営する「立ち直り応援基金」のことは、この「あかれんが」でも何度かご紹介してまいりました。令和2年8月に創設されたこの基金は、犯罪や非行からの立ち直り支援に賛同して下さる一般の人や企業・団体等から、インターネット等を通じて広く寄付を集め、集めた寄付金を、更生保護関係団体を含めた、全国各地で展開されている草の根の立ち直り支援活動に助成する仕組みです。決して派手なムーブメントにはなっていませんが、地道な発信を続け、少しずつではありますが、認知度が上がり、この基金に関する問い合わせを受けることも増えてきました。

創設から1年半が経過した現在、集められた基金を通じて行われた助成について、本記事をもってご報告いたします。

初年度集められた寄付金に関する助成について

多くの方々のご賛同を得て、初年度集められた寄付金について、幾つかの更生保護関係団体への助成が決定しました。

(1) BBS会への助成

ア 滋賀県BBS連盟

多角的な役割を果たす「ふれ愛キャンプ」

～寺子屋から「ふれ愛キャンプ」へ！

「ふれ愛キャンプ」からともだち活動へ！！～

保護観察中の少年や、生きづらさを抱えた少年たち、定例活動である「寺子屋」の活動に参加した少年たちを対象に、「ふれ愛キャンプ」を行い、継続的などち活動につなげていく取組です。

イ 八王子BBS会

ファーム&キッチン in 八王子

保護観察中の少年を対象に、農業体験活動(ファーム)とさがしてクッキング(キッチン。育てた野菜を使って創作料理を作る活動)を行い、少年たちとの交流を図る取組です。

ウ 福岡市BBS会

あそ VIVA

保護観察中の少年等を対象に、保護司の方々と一緒に行う、居場所づくりの活動であり、BBS会に関心を持つ市民の方への発信の場とすることで、活動の輪を広げていきます。

(2) 更生保護女性会への助成

島根県更生保護女性連盟

未来へつなぐ愛の図書 in しまね～学びの機会を愛の募金から～

BBS会とともに、「愛の図書」の活動の基盤を強化しつつ、活動内容を幅広く発信し、未来に向けて持続可能な活動を目指します。

初年度に集められた寄付金によって助成がなされた取組は以上です。

今後、各取組の実際の活動状況について、折を見てご紹介できたらと考えています。そして、これらの取組が、また新たな更生保護へのファンを増やし、立ち直り応援基金の輪を広げていくことを期待しています。

立ち直り応援基金の今後への期待

引き続き、日本更生保護協会と法務省保護局は、立ち直り応援基金の裾野を広げていくことができるよう、今後も多様な発信を続けてまいります。”社会を明るくする運動”を通じて、犯罪や非行からの立ち直りに理解を示してくださった方々が、具体的なアクションとして、自ら参画していただくことができる仕組みづくりを目指して、これまでもこの「あかれんが」でご紹介した、刑務所出所者等が育てた野菜等の食材を使った寄付メニューを提供する「立ち直りの#ワンプレートアクション」や、飲み物の売上げの一部が立ち直り応援基金に寄付される「立ち直り応援基金・寄付型自動販売機」など、誰もが気軽に楽しんで参画できる試みも続けてまいります。そして、個人・企業・地方公共団体等、多様な方々にご協力いただき、これらのアクションを各地に広めていくことができたらと考えています。

ぜひ、立ち直り応援基金へのご賛同をよろしくお願いいたします。

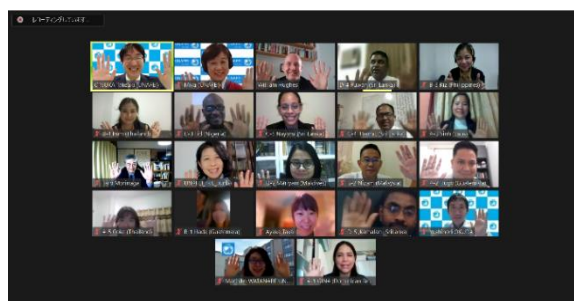
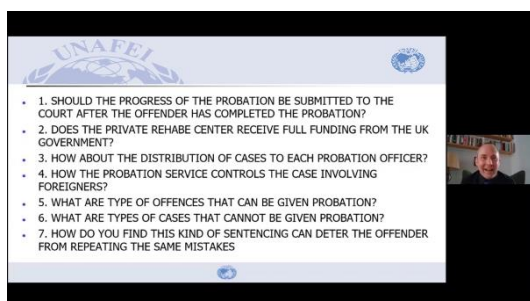
アジア研によるオンラインでの国際高官セミナー・保護司国際研修の開催 ～多機関連携・官民協働による再犯防止についての国内外の経験の共有～

国際高官セミナーについて

本年度、国連アジア極東犯罪防止研修所（アジア研）では、海外の刑事司法の実務家に向けた国際研修を全てオンラインで実施しています。このうち、令和4年1月12日から同年2月3日まで開催された第177回国際高官セミナーには、12カ国から19名の研修員が参加し、研修テーマ「再犯防止のための多機関連携と官民協働」について議論しました。犯罪をした人が社会に戻ってから再び犯罪をしないようにするためには、住居や仕事探しなど、その社会復帰を支援することが必要になります。適切なケースにおいては、刑事施設への収容自体を避け、社会生活を送らせたまま更生を促す選択肢も考える必要があります。しかし、社会復帰に必要な支援は様々であり、刑事司法機関だけでなく、福祉などを担う公的機関や、地域の支援団体、ボランティアなどとの協働が欠かせません。こうした多機関連携や官民協働は、令和3年3月の京都 kongress で採択された京都宣言においてもその重要性が指摘されるなど、国際的にも注目されています。

オンラインでの研修の状況

オンラインでの研修は、時差の問題や、通常の職務にあたりながら参加する研修員への配慮などが必要になります。視聴時間を柔軟にできるよう録画講義を活用しつつ、双方向での討議が必要な場面ではライブでの研修の機会を多く設けました。海外研修員は、互いの国の制度や実務の実情と課題について発表して経験を共有するとともに、アジア研の教官や国内外の講師による講義や質疑応答セッションを通じて、テーマへの理解を深めていきました。



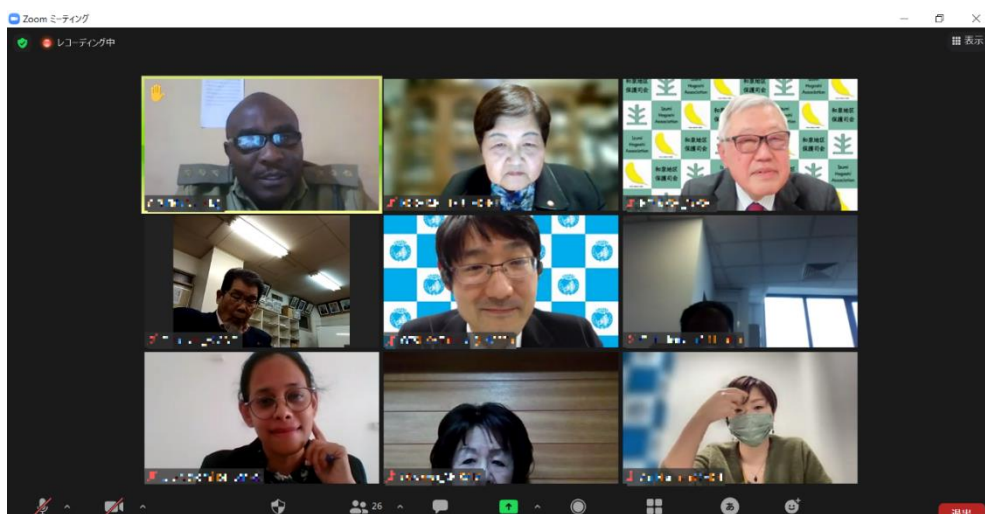
英国の専門家ウィル・ヒューズ氏との質疑応答セッション

日本の保護司も参加して学び合う

日本の保護司8名がオンラインで参加したことも研修に多角的な視点をもたらしました。これは、アジ研と法務省保護局が共催する「保護司国際研修」という枠組みで、国際研修期間中に保護司に部分的に参加してもらい、保護司の活動を発表していただくとともに、保護司にも海外の制度や実情を知ってもらうことを目的として、過去30年以上にわたり開催されてきたものです。オンラインでの保護司国際研修の実施は今回が初めてでした。

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。保護観察を受けている人に寄り添いながら個別の支援を行うほか、更生を支援する大切さについて地域での理解を広げるための幅広い活動も行っています。参加した保護司には、現場の保護司活動の実際を海外の研修員に向けてオンラインで発信していただきました。保護司制度には、海外の研修員からも様々な質問が寄せられ、また、保護司の参加者の皆さんも、外国の制度説明に様々な刺激を受けたようでした。

犯罪をした人の再犯の防止は、どの国でもこれから益々重要になってきます。そのための鍵となる様々な分野の人達の協力関係をどうやって築き上げていくのか。今回の国際研修は、国を超えて、また官民を超えて、オンラインでこうしたテーマについて学び合う大変有意義な機会となりました。



保護司に質問する海外参加者

お答えします

～少年法改正に伴う少年院での教育について～

Q1 少年院ってどういうところ？

少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対して、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育と社会復帰支援を行う施設です。少年院では、おおむね12歳から20歳の少年を収容しています。

少年院で勤務する法務教官が、少年一人ひとりの特性に応じて、個別的な関わりである個別処遇とグループワーク等の集団処遇を効果的に組み合わせ、少年の育て直しを図っています。

少年院のしおり



※QRコードからアクセスしてください。

Q2 4月から18歳で大人になっても、少年院に入るの？

令和4年4月以降も、18歳であっても、少年院に入ることがあります。

令和4年4月に少年法等改正が施行になった後は、18歳・19歳の者が罪を犯した場合には、「特定少年」と位置付けられ、17歳以下の少年とは異なる取扱いがなされることになりましたが、家庭裁判所での調査と審判の結果、特定少年も、少年院送致などの保護処分となる場合があります。

少年法が変わります！



※QRコードからアクセスしてください。

Q3 4月から、少年院はどう変わるの？

令和4年4月から、少年院では、新たに特定少年に対する矯正教育を行います。

18歳及び19歳は成年となります。

社会において、責任ある主体として積極的な役割を果たすことができるように、大人として身に付けておくべき法知識の付与や社会人教育を行い、犯した罪への反省を促すため、新たな教育プログラムの導入や、ICT技術の習得など、時代のニーズに対応した職業指導などを行います。

18歳・19歳の者に対する矯正教育の充実



※QRコードからアクセスしてください。

職業指導の見直し



※QRコードからアクセスしてください。

記者が行く！

～成年年齢が18歳に引き下げられます～

記者

皆さま、こんにちは！

令和4年(2022年)4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

成年年齢が引き下げられることによって、何が変わるのかなどについて、担当者にお話を伺ってきました。



記者

なぜ成年年齢が引き下げられるのですか？

担当者

日本における成年年齢は、明治9年から20歳とされていましたが、近年、公職選挙法の選挙権年齢や憲法改正国民投票の投票権年齢を18歳と定めるなど、18歳、19歳の若者にも国政の重要な判断に参加してもらうための政策が進められてきました。

こうした中で、市民生活に関する基本法である民法でも、18歳以上を大人として扱うのが適当ではないかという議論がなされ、成年年齢が18歳に引き下げられることになりました。

なお、世界的にも成年年齢を18歳とするのが主流となっています。

記者

成年年齢が引き下げられることによって、何が変わるのでしょうか。

担当者

成年年齢が引き下げられると、18歳、19歳の方は、一人暮らしの部屋を借りたり、クレジットカードを作るなど、親の同意なく契約をすることができるようになります。ただし、年齢を理由に契約を取り消すことはできず、結んだ契約を守る責任を負うこととなります。契約をするときは、それが自分に必要なものかをよく考えることが必要です。また、悪質商法にも注意が必要です。怪しいと思ったら、周りの人や消費者ホットライン「188」にも相談してください。

飲酒や喫煙をすることができる年齢は、引き続き20歳からなので、注意してください。

18歳(成年)になったらできること

◆親の同意がなくても契約できる

- ・携帯電話を契約する
- ・ローンを組む
- ・クレジットカードを作る
- ・一人暮らしの部屋を借りる など



◆10年有効のパスポートを取得する

◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る

◆結婚する

女性の婚姻開始年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳になる

◆性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる

※普通自動車免許の取得は従来どおり、「18歳以上」で取得可能

20歳にならないとできないこと

◆お酒を飲む

◆たばこを吸う

◆競馬・競輪・オートレース・競艇の投票券(馬券など)を買う

◆養子を迎える



記者

勉強になります。

18歳からできること、20歳からできること、それぞれ気をつけなければいけませんね。

担当者

そうですね。

成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」では、大人になるまでに知っておきたいさまざまなテーマについて、マンガやクイズで楽しく学ぶことができます。また、そのエッセンスをまとめた動画「1分でわかる成年年齢引下げ」も「大人への道しるべ」の中でご覧いただくことができます。ぜひチェックしてみてください。



特設ウェブサイト
「大人への道しるべ」
<https://seinen.go.jp>



そんなとき法テラスがお役に立ちます！ Vol.56

～法テラスの特定援助対象者法律相談援助を知っていますか？～

■ 特定援助対象者法律相談援助ってどんなことをしてくれるの？

『特定援助対象者法律相談援助』とは、高齢・障がい等で認知機能が十分でなく、法的問題を抱えているのに、自ら支援を求めることができないと思われる方のため、弁護士や司法書士が出張して法律相談を実施する制度です。

ご利用には、ご本人を支援している福祉機関等の方からの申し入れが必要です。ご本人の資力に関わらずご利用いただけますが、一定の基準を超える収入・預貯金のある方には、相談料（1件税込5,500円）をご負担いただきます。

認知機能が十分でない方と判断される例

- ・会話等を行うのに適切な支援を要する
- ・外出時に道に迷うことが多い
- ・抑うつ傾向にある
- ・物忘れが著しい方 など

ご利用の流れ

- ①支援者の方からお近くの法テラスへ連絡
 - ②法テラスから、法律相談の可否をご連絡
 - ③相談を担当する弁護士又は司法書士と、相談日程の調整
 - ④法律相談の実施
 - ⑤必要に応じて手続の代理等を弁護士・司法書士に依頼する費用の立替え（代理援助及び書類作成援助）
- ※ご利用には資力の条件と審査があります



詳しくは法テラス公式HPの「特定援助対象者（高齢・障がい等で認知機能が十分でない方）に対する援助について」のページをご覧ください。

<https://www.houterasu.or.jp/kankeikikan/201810292.html>

■ 法テラスについて知りたい

● 法テラス公式Twitter



法テラス公式Twitterでは、制度情報・イベント情報・法律豆知識など役立つ情報を配信しています！
フォロー随時募集中♪
[「法テラス公式Twitter」](#)

● 広報誌「ほうてらす」



【第54号】
特集：「多様化する働き方」
表紙・インタビュー
：磯野貴理子さん

広報誌には、法的トラブル解決に役立つ情報が満載です♪
ホームページからも読むことができます。
[広報誌「ほうてらす」](#)

● メールマガジン「ほうてらすPlus」



法律相談会やイベントなどの法テラスに関する情報をご紹介します。
ホームページから登録いただけます。
[メールマガジン「ほうてらすPlus」](#)

■ 法テラスって？

私たち法テラス（日本司法支援センター）は、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

法テラスでは、法的トラブルを抱えた方に、解決に役立つ法制度や相談窓口を紹介する情報提供や、経済的に余裕のない方を対象とした無料の法律相談などを行っています。



法制度整備支援の現場から

ベトナム長期派遣専門家
渡部 吉俊

ベトナムでは、2021年から新たに5年間の法整備支援プロジェクトが開始され、私は現地専門家の一人として同年4月からベトナムに派遣されています。新型コロナウイルスの影響により厳しい社会隔離措置がとられ、活動がままならない時期もありましたが、他の日本人専門家や現地スタッフの皆さんらと共に、可能な限り前に進めるべく日々の業務に取り組んでいます。ベトナムでは旧暦で新年を祝いますので、ちょうど本日（2022年1月31日）が大晦日、明日から新年になります。新年にはぜひ、新型コロナウイルスの感染も収まって、安定した状況の中で協力活動ができることを願っています。

現在のプロジェクトは、「法整備・法執行の質及び効率性の向上」という大きなテーマの下、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院など6つの機関を相手に、各機関がそれぞれの課題に取り組むことを日本側が支援するという形をとっています。関係機関が多く、何をやっているのか一見して分かりにくいかもしれませんが、25年以上に渡る協力活動で培われた信頼関係を基に、各機関が抱える課題に対処するため、セミナーの開催を支援したり、参考となる日本の知見や経験を提供するなどしています。

外国人である私が、言語も文化も国家体制も異なるベトナムに対して真に有益なアドバイスを行うことは決して容易ではありませんが、まずはベトナムのことをよく知り、日本とは異なる考え方や価値判断に少しでも慣れるように心がけています。約9,700万人の人口を有し、経済的にもかなり発展してきているベトナムでは、一朝一夕には解決し得ない課題も多いですが、少しでも付加価値の高い支援ができるよう、引き続き現地で取り組んでいきたいと思っています。



JCC(Joint Coordinating Committee:合同調整会議の開催)



相手機関とのオンライン会議

法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.12

～国際政策第四係～

係 名：国際政策第四係
所 属：大臣官房国際課

Q1 国際政策第四係ってどんな仕事？

法務省の国際関係の仕事のうち、大臣官房や法務総合研究所の所掌事務に関係する政策の企画や立案を担当しています。中でも、法制度整備支援については、法務総合研究所、外務省や国際協力機構(JICA)などの関係機関と連携し、戦略的・効果的な展開の方策を検討しています。また、東南アジア諸国連合(ASEAN)各国などとの法務・司法分野での協力や、最高裁判所、特許庁などと共同で国際知財司法シンポジウム(JSIP)の実施も担当しています。



記念撮影(JSIP法務省主催パートの関係者)



ASEAN各国の高級法務実務者との協議で開会挨拶をする高嶋法務事務次官

Q2 最近のトピックスは？

法務・司法分野における日本とASEANとの連携をより一層強化するため、日ASEAN友好協力50周年を迎える2023年に、ASEAN各国から法務・司法大臣を日本に招き、日ASEAN特別法務大臣会合を実施する予定であり、現在その調整を進めています。法務省では、これまでも法制度整備支援やJSIPの実施などを通じ、ASEAN各国との信頼関係を築いてきましたが、この会合を機に更にその関係を深化させていきたいと考えています。

Q3 国際政策第四系のやりがいは何？

我々が所管する法制度整備支援を始めとした支援、会議、シンポジウムなど国際的な取組は、すぐに結果が目に見えるものではありません。しかし、これらの取組は、各国が法の支配を実現し、持続的成長を可能としていくと同時に、日本と諸外国との連携強化や海外に進出する日本企業を下支えするものとなります。これらの取組の意義や重要性が政府各種提言や政策に反映されたり、これらの取組を広報することで興味を持った方々がシンポジウムなどに来ていただけたりですることで、多くの方により理解を深めていただけたときにやりがいを感じます。

Q4 心に残っているエピソードがあれば教えてください。

ある国際シンポジウムの準備では、海外の登壇者と事前に連絡をとりあう中で、時差、時間感覚、言語、価値観がそれぞれ違い、乗り越えるべき壁がいくつもありました。例えば、オンライン打合せの日程が何回も変更されたり、当日急遽登壇者が欠席となってしまったりなど肝を冷やすことが多かったですが、関係者一同、シンポジウムをより良いものにしたいという気持ちの下、力を合わせてシンポジウムを成功させられたことが心に残っています。